

平成 30 年 11 月 1 日
神戸市老人福祉施設連盟・神戸市

神戸市特別養護老人ホーム入所指針にかかる処理要領

1 目的

この要領は、本市において、特別養護老人ホーム入所指針に関する事務の取扱いについて定める。

2 要介護 1 又は 2 と認定された被保険者の申込み

- (1) 要介護 1・2 の者の申込みについて、別表 1（入所申込者の評価基準）に基づく評価を行い、評価結果が 65 点以上である場合は、特例入所申込対象者に該当するものとする。
- (2) (1) の規定により特例入所申込対象者に該当しないとされた者であっても、入所希望者の状況が評価基準配点では入所の必要性を反映できていないと入所希望者からの申し出があった場合及び、施設長が入所の必要性があると判断する場合、施設は、保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課（以下「本市所管課」という。）に対して、要介護 1・2 の者が特例入所申込対象者に該当するか否かについての意見を求めることができる。
- (3) (2) の規定により本市所管課に対して意見を求める場合、施設は入所希望者から提出を受けた入所申込書等の書類全ての写しを本市所管課に提出することとする。意見の求めを受けた本市所管課は、「特例入所申込対象者にかかる意見決定書」を施設に交付する。
- (4) 施設は、要介護 1・2 の者から受けた入所申込みの状況について、「要介護 1・2 の入所申込状況報告書」により、年 2 回（4 月・10 月の末日まで）前年 10 月から 3 月受付分、4 月から 9 月受付分の状況を本市所管課に報告するものとする。
- (5) 平成 27 年 3 月 31 日にまでに受け付けた要介護 1・2 の者の申込みについては、改めて入所申込書の提出を求める必要はないものとする。ただし、平成 27 年 4 月 1 日以降に入所決定を行う場合には、特例入所申込対象者に該当することが確認できる書類の提出を入所希望者に求めることとする。

3 特別な事由による入所

- (1) 特別な事由による入所の「④家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である場合。」とは、本市が通報を受けた養護者等による虐待（疑い含む）事例に限る。